

日医発第 1815 号（健Ⅱ）
令和 7 年 1 月 30 日

都道府県医師会、郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の通知がなされるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して従来の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）の実施期間が令和 7 年 3 月 31 日までとされておりましたが、令和 6 年夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいて HPV ワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、経過措置として、令和 7 年 3 月末までに接種を開始した場合、令和 7 年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が令和 6 年 12 月 16 日に開催された第 59 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会です承されています。

また、当該結論を受け、令和 7 年 1 月 29 日に開催された第 60 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

本経過措置については、令和 7 年 3 月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じるよう求めるとともに、別紙のとおり周知資材等について情報提供するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、自治体への働きかけ、会員や接種対象者への情報提供、啓発活動等の接種促進に向けた協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和7年1月29日

日本公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資材等について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置にかかる周知資材等について、別紙のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てにお示ししております。

つきましては、貴会員への周知について特段の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和7年1月29日各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資料等について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

今般、令和6年12月16日に開催された第59回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、キャッチアップ接種期間が、令和6年度末までとされているところ、令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてHPVワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が了承されました。当該結論を受け、令和7年1月29日に開催された第60回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

本経過措置については、令和7年3月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、実施にあたっては経過措置の対象者や期間については「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月29日付け事務連絡）、実施に関する留意事項については「HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について」（令和6年12月6日付け事務連絡）等も参考にさせていただきますようお願いいたします。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. キャッチアップ接種の経過措置に関する周知について

本経過措置は令和7年3月末までに接種を開始する必要があることや、経過措置の期間は1年であること等を踏まえ、経過措置の対象となる方や接種が完了し

ていない方に対して、再度個別通知を行う事等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

また、キャッチアップ接種の経過措置の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材について、以下のとおり作成しましたのであわせてご活用ください。

2. HPVワクチンに関するその他の情報提供資材

キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資材】

資材1. キャッチアップ接種経過措置チラシ

資材2. キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）

資材3. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ

資材4. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ（横長サイズ）

資材5. キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク

資材6. キャッチアップ接種リーフレット

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資材】

資材7. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

資材8. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

資材9. HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット

（参考）

・ HPVワクチンに関する広報資材を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

・ リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html>

以上